

北陸信越運輸局報



明日の交通・環境を創造します。

平成27年 3月23日（月曜日） 第437号

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について……………p1	
	△「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について……………p3	
許認可等	△指定自動車整備事業の指定……………p4	
	△自動車分解整備事業の認証……………p5	

○ 公 示

■ 公示第92号

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」の一部改正について

「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け公示第12号）を別紙のとおり一部改正する。

平成27年3月16日

北陸信越運輸局長 徳 永 泉

別紙

新	旧
<p>公示第12号</p> <p>準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福</p>	<p>公示第12号</p> <p>準特定地域における期間限定減車の取扱いについて</p> <p>タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福</p>

島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。

また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。

さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成23年5月20日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

平成28年7月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～4. (略)

5. その他

(1) 4. (2) 及び(3)の事業計画の認可申請の認可にあたっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月27日付け公示第77号。以下「措置公示」という。）のⅡ. 1. 2. 及び6. の規定は適用しないこととする。

(2) 措置公示のⅢ. 監査の特例、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第54号）及び「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業

島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。

また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。

さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成23年5月20日

北陸信越運輸局長 伊藤 松博

記

1. (略)

2. 期間限定減車期間

平成27年3月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. ～4. (略)

5. その他

(1) 4. (2) 及び(3)の事業計画の認可申請の認可にあたっては、「特定地域の指定及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成21年10月1日付け公示第64号。以下「措置公示」という。）のⅡ. 1. 2及び6の規定は適用しないこととする。

(2) 措置公示のⅢ. 監査の特例、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け北信交旅第450号、北信交監第117号、北信技保第67号）1. (8)の処分の荷重の適用及び「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び

<p>の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について（平成22年4月5日付け公示第4号）の3. 違反点数特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。</p> <p>附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第88号で一部改正） この公示は、平成26年1月27日から適用する。</p> <p><u>附 則（平成27年3月16日付け公示第92号で一部改正）</u> <u>この公示は、平成27年3月16日から適用する。</u></p>	<p>活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少に伴う違反点数の特例措置について（平成22年4月5日付け公示第4号）の3. 違反点数特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。</p> <p>附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。</p> <p>（略）</p> <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第88号で一部改正） この公示は、平成26年1月27日から適用する。</p>
--	---

■公示第93号

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」の一部改正について

「期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について」（平成23年5月20日付け公示第13号）を別紙のとおり一部改正する。

平成27年3月16日

北陸信越運輸局長 徳永 泉

別紙

新	旧
<p>公示第13号</p> <p>期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け公示第12号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p>	<p>公示第13号</p> <p>期間限定減車対象地域の指定及び基準車両数からの減休車率について</p> <p>「特定地域における期間限定減車の取扱いについて」（平成23年5月20日付け公示第12号。以下「期間限定減車公示」という。）により、期間限定減車の対象地域及び基準車両数からの減休車率を下記のとおり定めたので公示する。</p>

平成23年5月20日 北陸信越運輸局長 伊藤 松博 附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。 (略) 附 則 (平成27年1月27日付け公示第79号で一部改正) この公示は、平成27年1月27日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間 (平成27年3月31日) までは認めることとする。 <u>附 則 (平成27年3月16日付け公示第93号で一部改正)</u> <u>この公示は、平成27年3月16日から適用する。</u> <u>なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間 (平成28年7月31日) までは認めることとする。</u>	平成23年5月20日 北陸信越運輸局長 伊藤 松博 附 則 この公示は、平成23年5月20日から施行する。 (略) 附 則 (平成27年1月27日付け公示第79号で一部改正) この公示は、平成27年1月27日から適用する。 なお、改正日現在において期間限定減車を実施している車両については、期間限定減車公示2.に記載されている期間 (平成27年3月31日) までは認めることとする。
--	--

○ 許 認 可 等

■ 指定自動車整備事業の指定 (自動車技術安全部)

指定番号	北信指第 20229 号
指定年月日	平成 27 年 3 月 11 日
事業者名	長野日産自動車株式会社
事業場の名称	長野日産自動車株式会社 若槻店
事業場の所在地	長野県長野市大字若槻東条字川原 1 1 0 6 番地 1
対象とする自動車の種類	普通自動車 (乗用)、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第 20230 号
指定年月日	平成 27 年 3 月 12 日
事業者名	株式会社ペトロソーマ
事業場の名称	コバック東和田店

事業場の所在地	長野県長野市大字東和田字居村南沖857番地3
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第10177号
指定年月日	平成27年3月12日
事業者名	スズキ新潟販売株式会社
事業場の名称	スズキ新潟販売株式会社 新発田営業所
事業場の所在地	新潟県新発田市緑町二丁目4番17号
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	軽油を燃料とする原動機を除く
指定の条件	なし

■自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	長認証第391号
認証年月日	平成27年3月11日
事業者名	有限会社 太陽自動車興業
事業場名	カーコンビニ倶楽部 TAIYO
事業場所在地	長野県長野市川中島町今里字石原1065番地11
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	富認証第212号
認証年月日	平成27年3月12日
事業者名	高田 将史
事業場名	高田自動車塗装板金工業所
事業場所在地	富山県高岡市上麻生字宮島1236番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（中型）、普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、大型特殊自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普中、普小、普乗、大特、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第326号
認証年月日	平成27年3月17日
事業者名	藤ノ木 幸栄
事業場名	オートサービス アルシア

事業場所在地	新潟県妙高市大字藤塚新田字東平 2 3 9 番地 5
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、 小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普乗、小四、小三、小二、軽 【動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝】
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第 327 号
認証年月日	平成 27 年 3 月 17 日
事業者名	株式会社 波多野自動車販売整備
事業場名	株式会社 波多野自動車販売整備
事業場所在地	新潟県新潟市江南区早苗 2 丁目 3 番 2 9 号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業 小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、 小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽 【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし